

# 市民会議報告 弁護士自治と強制加入制度について／弁護士会の広報のあり方について

平成27年3月4日(水)

## 「弁護士自治と強制加入制度について」

副会長 杉山 真一

先に行われた東京弁護士会副会長選挙で、弁護士会への強制加入制度の撤廃を主張する候補が現れました。他方で、今年度の懲戒処分件数が初めて100件を超え、新聞報道もされたところです。弁護士自治と強制加入制度について改めて市民に説明をし、理解を深めていただくとともに、忌憚のない意見をうかがうこととしました。

まず、弁護士会から次のとおり概要をご説明しました。

強制加入制度とは、弁護士となるために弁護士会（単位会と日弁連）への登録を条件とすることをいいます。弁護士自治とは、弁護士に対する懲戒権を弁護士会が有することを指しますが、我が国の制度の場合、自治とはいっても、法曹養成制度においては、法科大学院の修了を文科省が、司法試験を法務省司法試験委員会が、司法修習制度を最高裁がそれぞれ分掌しており、弁護士会がオールマイティなわけではありません。

いわゆる他士業の団体（税理士会、司法書士会等）も強制加入制度をとるが、自治制度はありません（懲戒権は所轄官庁の主務大臣が有しています）。

弁護士自治は、第二次世界大戦後、現在の弁護士法の制定により導入されたものです。

戦前は、弁護士に対する懲戒権は、検事や司法省（現在の法務省）等の国家機関に帰属していました。このことと、弁護士層の経済的基盤の弱さ（日本的資本主義、大正後期から昭和初期の経済不況、弁護士人口の急増）、治安維持立法の強化などが相まって、当時の弁護士・弁護士会は、自由主義経済・市民社会の発展の担い手としても、国家・社会の暴走に対する歯止め役としても、十分な役割を果たせませんでした。

弁護士自治は、国家権力と対峙することの多い弁護活動の独立性を担保するために極めて重要なものです（刑事弁護、行政訴訟、国家賠償請求訴訟）。

一方で、弁護士自治は、弁護士の独善やかばい合いを許すものではありません。そのため、綱紀・懲戒委員会委員に弁護士以外の方を任命し、不服申し立て制度を整備するなどの工夫をし、市民に被害が広がるおそれがある場合には、事前公表も実施しています。今後も綱紀・懲戒制度の改革、運用の改善は不断のものでなければなりません。そのまた一方で、弁護士会が時の権力や社会的趨勢と全く同調してしまえば自治の意味が失われかねず、バランスをとることが重要と考えます。中国では、国营企業に対する訴訟を受任しようとする弁護士に、弁護士会が圧力をかけて辞めさせた

例があると報道されています。

今年度の懲戒処分件数が初めて100件を超えたことは、弁護士の倫理水準低下の表れと見ることもできますが、一方で、かばい立てせずに処分すべきものはし、公表しているという評価も可能ではないかと思われます。懲戒処分に関する統計などは、毎年、日弁連発行の弁護士白書で詳細に公開されています。この点、いわゆる他士業における懲戒制度の運用や情報公開は、監督官庁によってまちまちとの印象があります。

国際的には、弁護士自治と強制加入制度が普遍的制度であるとは言えませんが、他国と単純に比較して、強制加入や弁護士自治は不可欠でない、と論じるのは早計であると思われます。各国の政治制度、社会のあり方、歴史などの違いを踏まえて注意深く比較する必要があります。例えば、米国では、州により制度は異なるものの、弁護士会は任意加入団体であり、懲戒権は州裁判所に帰属します。その意味では強制加入も弁護士自治もないように見えます。しかし、米国の裁判所（裁判官）は、弁護士経験者から多くの場合選挙を経て選出され、裁判官も弁護士会（Bar）の一員です（法曹

一元）。弁護士の独立性確保は、司法の独立性の確保につきていとも言えます。そして司法の独立性に対するコミットメント・リスペクトは、米国独立の歴史的経緯もあって、政府においても社会においても極めて強いものがあります。また、懲戒権の運用は実際上裁判所から弁護士会に委託されており、法曹養成に関しては、ロースクールへの認可権や司法試験の管轄もいずれも弁護士会が有しています。このように、実質的には弁護士会・弁護士の独立性は日本以上に確保されているとも言えます。

以上の説明を受けて、市民会議のメンバーとの間で活発な質疑応答がなされました。例えば、弁護士会という団体に着目するのはなぜかという質問があり、国家と市民の間に、自治権をもつ法律専門家集団を置くことにより、国家権力の暴走を防ぐ趣旨があると考えられる旨お答えしました。また、強制加入制度と弁護士自治は不可分か否かという点についても意見が交わされました。

市民会議のメンバーの皆様には、弁護士自治と強制加入制度の意義について理解を深めていただき、積極的な評価をいただけたと感じています。 ■

報告  
②

## 「弁護士会の広報のあり方について」

副会長 井上 寛

平成27年3月4日「弁護士会の広報のあり方について」と題して、市民との間で会議がもたれた。まず現状の日弁連での活動を報告した。対内的な会員に対する広報活動と、対外的な広報活動とに大きく分けられ、対外的な広報活動は一般市民に対するものとマスコミに対するものとに分けられる。マスコミに対するものは、弁護士会からみて、法律相談や後援会等の広報的なプラス

の活動と不祥事の発表のようなマイナスの活動に分けられる。現在は「居酒屋日弁連」としての活動や、村越会長がテレビ出演を行って弁護士会の良いイメージ作りに積極的にかかわっていることなどが報告された。

その後二弁の広報活動について、同様の見地から、二弁独自に行っている弁護士アポについての説明や法律相談の件数の減少などの説明が行われた。

市民からは、①アクセス回数の取り方についての質問（セッションでやっていたりページレビューでの回数の取り方について統一していないことに問題はないか）、②広報を行うならば、どのような弁護士なのか等のプロフィールの発表や、気軽にアクセスできるような制度ができないのか、③問題のある弁護士が法律相談担当者にならないように情報を公開できないのか、④法律相談のリーフレットなどがいろいろあるが、このようなものが本当に弁護士会として実施しているものなのか、詐欺的な違法なものはないのか市民には判断できない。⑤弁護士会のロゴなり認証をしたようなものをリーフレットに入れることができないのか。それがあれば正当な広報だと判断が

できるのではないかと、等の意見が出された。

市民的な視点からはもっともであり、弁護士会としても不祥事対策等の一環としてこのような点を議論はしているものの、簡単には回答を出しづらい問題について、鋭い意見をいただくことができた。また市民から見たときに、まだまだ弁護士に対するアクセスは容易でなく、もっといろいろな弁護士と知り合える方法を検討しなければならず、このような機会を増加させれば、若手の正当な業務の拡大にも貢献し、弁護士会としても事件の掘り起こしになるのではないかと感じた。

このような意見を交換し合えたことは、実に有意義であった。

▲

## 会員のみなさまへ

### 育児期間中の会費が免除されます！ (育児に従事することが免除要件となります)



男性女性問わず、会員が育児と弁護士業務を両立することを支援するため、育児中の会員のみなさまに対して、育児期間中の会費を免除する制度があります。平成27年3月末現在、491名の会員から申請を受け付けました。制度内容は以下のとおりですので、該当の会員の先生におかれましては、どうぞご利用ください。

#### 《制度内容》

- ◆ 免除対象者  
満2歳に達するまでの子を有する会員。子は、会員との親子関係があれば足り、養子を含みます。
- ◆ 免除内容  
6か月間の当会一般会費免除(子が満2歳に達するまでの連続した6か月を任意に指定できます)。子が満2歳に達するまでに申請があれば、既に納めた会費の還付申請もできます。
- ◆ 免除要件  
子の育児に従事し、免除期間終了後に育児報告書を提出。(上記報告書は、ホームページ等で公開されることがあります。)

- ◆ 申請方法  
子が満2歳に達するまでに申請書、子の出生を証する書面および会長の定める誓約書(子の育児に従事すること、免除期間終了後に報告書を提出することを内容とする)を提出して申請してください。
- ◆ 申請書入手方法  
申請書は、二弁会員専用ホームページで入手していただくかまたは事務局にお問い合わせください。
- ◆ 受付方法  
持参、郵送で総務課宛に書類をご提出ください。

\* その他詳細につきましては、Q&A(会員サービスサイト「書式・マニュアル」に掲載)でご確認ください。  
お問い合わせ先 総務課 (TEL: 03-3581-2258 / FAX: 03-3581-3337)